

尾鷲市地域包括支援センターだより

発行 尾鷲市地域包括支援センター

〒519-3618 尾鷲市栄町5-5 (尾鷲市福祉保健センター内)

TEL 0597-22-3003 FAX 0597-22-3402



第21号
だにゃあ

発行日 平成29年6月20日

ごあいさつ



地域包括支援センターの松島と申します。いつもお世話になっております。さて、平成29年度は新しく介護予防日常生活支援総合事業がスタートしました。要支援の方の介護保険の通所介護と訪問介護は市町が実施する総合事業に移行していきます。また、平成30年度から新しく始まる認知症施策の推進、在宅医療介護連携推進事業などの準備も市町と連携して準備を進めており、地域包括ケアシステムの構築に向けて1歩1歩近づいている感じです。今後も関係機関の皆様と一層連携を深めて高齢者の皆様が安心して住める街づくりを進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。



4月からお世話になっておりますケアマネジャーの福山 真由ふくやま まゆです。長年施設ケアマネをしており、在宅でのケアマネ経験は数年しかありません。そのため関係機関の皆様にはご迷惑をおかけすることも多くあると思いますが、日々勉強をしながら尾鷲市の皆様のお役に立てるよう、一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。



今年の4月から働かせていただいている社会福祉士の畑中 美里はたなか みさとと申します。社会人一年目なのでご迷惑をおかけする場面もあるとは思いますが、皆様のお力になれるよう一生懸命がんばりますのでよろしくお願い致します。



事業紹介

尾鷲市地域包括ケア会議・全体会

4月27日(木)に前年度の報告・今年度の予定・制度改正についての説明・意見交換等を行いました。

出席者及び出た意見

- “風通しのよい関係・顔のみえる関係作りをしていきたい”
- “口腔ケアステーションについて”
- “健康に働くことの大切さを実感している”
- “(実際家族を介護してみても)介護は難しいと実感している”
- “(福祉委員の)役員同士で相談しながらできることをやろうと心がけている”
- “行方不明者の捜索には地域住民の力が必要”

医療関係

介護関係

民生委員児童委員協議会

地区福祉委員会

行政関係

警察

消防

社協

第1回介護者の会 (ささえ愛)

5月25日(木)福祉保健センターで第1回介護者の会を開催しました。今回はNPO法人HEART TO HEART 濱口 敦子さんを講師にお迎えし、4人の参加者の方とおしゃべり会を行いました。



今後の開催予定

第2回 6月29日(木) ランチ&おしゃべり会

第3回 7月27日(木) フラワーアレンジメント講座(※調整中)

詳しくは地域包括支援センターまでお問い合わせください。

第1回居宅介護支援事業所連絡会議

5月16日(火)福祉保健センターで居宅介護支援事業所連絡会議を開催しました。今回は高齢者虐待に関する事例検討会を行い、平山 芳子さん(居宅支援事業所なごみ)に事例を発表していただきました。発表後、東地 朋子さん(尾鷲社協 生活支援係)より日常生活自立支援事業について、黒 久恭司法書士(黒司法書士事務所)より成年後見制度について説明していただき、虐待事例の対応内容や、利用できる制度について学びました。



成年後見制度について

判断能力に衰えのある方が、財産管理や身上監護についての契約等を行うことをサポートしてもらう制度です。法定後見制度は本人の判断力の程度によって、**後見制度**、**保佐制度**、**補助制度**に分かれます。後見人などが、同意権・取消権、代理権などの権限の範囲に依りて、本人の預貯金や不動産などの管理(財産管理)、また介護サービスなど日常生活での様々な契約(身上監護)を結ぶときなどに支援していきます。

法廷後見制度は家庭裁判所で申立を行うことが出来ます。地域包括支援センターでは制度活用の紹介などを行っております。

| | |
|--------|---|
| 後見制度 | 日常生活で判断能力がほとんどない人 |
| 保佐制度 | 日常生活で判断能力が著しく不十分な人 |
| 補助制度 | 日常生活で、判断能力が不十分な人 |
| 任意後見制度 | 現在は判断能力が十分ある人 (将来判断能力が不十分になったときに備えてあらかじめサポートしてもらう内容と代理人を決めておく制度) |

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産等の処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。

しんじょうかんご 身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わってくる契約などを支援します。

成年後見人ができないこと

- 医療行為への同意
- ご本人の養子縁組をする、結婚・離婚を承認するといった行為
- 身元保証人・身元引受人などになる行為
- 事実行為(例: 食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院などへの付き添い) など

